

建設経済常任委員会の所管事務調査について（案）

令和 7 年 7 月 23 日

1 調査事項

重要なインフラである水道事業について

2 目的

安心・安全な水の供給ができるよう、災害や老朽管への対策等、持続可能な水道事業の確立に向けた取り組みに関する調査を通して、議員の知見を深めるとともに、必要に応じて提言をすること

3 期間

調査終了まで

4 方法

委員会の協議により、所管課に報告や資料提出を求めるとともに、必要に応じて専門的知見の活用や現地視察等を行い、報告書を作成する。

5 スケジュールのイメージ

7 月 23 日	・ 調査事項、目的、期間、方法等の決定
8 月 19 日	・ 委員会でのテーマや期間等の決定を受け、所管課から概略の説明
10 月～1 月	・ 現地視察等による現状の把握 ・ 所管課から現況、取組内容等について報告
2 月～3 月	・ 意見のとりまとめ（課題、提案等の協議）
5 月臨時会	・ 建設経済常任委員長報告

6 参考条文

(1) 小田原市議会会議規則 第 70 条（所管事務の調査）

常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。